

単位互換制度に基づく他大学大学院開設授業科目の履修

本研究科規則の規定に基づき、他大学の大学院の授業科目を履修申請期間中に、所定の履修申請手続きを行い、当該大学院の履修許可を得て履修することができます。なお、他大学の大学院の授業科目及び履修申請期間は、掲示によりお知らせします。

◎本研究科が協定を締結している国内の大学院は、次のとおりです。

- ・ 鳴門教育大学大学院学校教育研究科
- ・ 京都大学大学院教育学研究科
- ・ 立命館大学大学院教職研究科

履修申請手続きの方法・期限等については、3月下旬に掲示で案内します